

- 四、官僚的雇傭契約並に就業規則の改廢
- 五、中間搾取制の徹廢
- 六、臨時雇庸制の徹廢
- 七、二重賃金制の徹廢
- 八、同一労働に對する同一賃銀
- 九、婦人並に幼年労働者の寄宿舎制度の改廢
- 一〇、最低賃銀制の設定
- 一一、八時間労働制及び一週四十八時間制の實施、但し鑛山労働は抗日交替六時間制及び一週三十六時間制とす
- 一二、無産階級運動暴壓諸法令の徹廢
- 一三、治安維持法の徹廢
- 一四、治安警察法の改廢
- 一五、労働争議調停法の改廢
- 一六、暴力行為取締法徹廢
- 一七、行政執行法の改廢
- 一八、警察犯處罰令の改廢
- 一九、刑法其他労働運動關係法規の改廢
- 二〇、盜犯防止令の徹廢
- 二一、違警罪即決令の徹廢
- 二二、團結權罷業權團體交渉權の獲得
- 二三、労働立法の改正並に制定
- 二四、現行工場法の改正、ロ、現行海員法其他海員關係法規の改正
- 二五、現業鑛業法の改正、ニ、交通労働者特別裁判法の制定、ホ、屋外労働者災害保償法の制定、ヘ、商業使用人保護法規の制定
- 二六、現行民法中の雇傭契約關係法規の改正、チ、現行健康保險法の改正、リ、失業保險法の制定、ヌ、養老保險法の制定、ル、廢疾保險法の制定、オ、婦人並に幼年労働者保護法の制定
- 二七、労働者の政黨加入の自由並に選舉權行使の絶對自由獲得
- 二八、メーデーに全國的休業
- 二九、労働組合戦線の統一
- 三〇、無産階級政治戦線の統一
- 三一、殖民地労働者の差別待遇徹廢
- 三二、帝國主義戦争の危機に對する闘争
- 三三、無産階級の國際的提携

綱 領 (草案)

- 一、我等は團結の威力を以つて労働條件の向上を圖り進んで労働階級の解放を期す。
- 二、我等は強固なる組織と有効な戦術を以つて資本家階級の搾取と壓制に對し徹底的に闘争せんことを期す。
- 三、我等は階級的立場に立ち無産階級的政治勢力の擴大を期す。